

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 現業職給料表

職務の等級 号 給	特1等級	1等級	2等級	3等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	45,800	31,000	—
2	83,600	48,400	32,100	28,600
3	87,200	51,000	33,200	29,400
4	90,800	53,600	34,400	30,300
5	94,500	56,300	36,100	31,000
6	98,200	59,000	37,800	32,100
7	101,900	61,600	39,500	33,200
8	105,600	64,100	41,400	34,400
9	109,300	66,600	43,500	36,100
10	113,000	71,700	45,700	37,800
11	116,600	74,800	47,900	39,500
12	119,800	77,900	50,100	40,800
13	123,000	81,000	52,300	43,500
14	126,200	86,200	54,500	45,700
15	128,500	89,700	56,400	47,900
16	130,800	93,200	61,600	50,100
17	133,000	96,700	64,100	52,300
18	135,200	100,200	66,600	54,500
19		103,500	69,100	56,400
20		106,500	71,500	61,600
21		109,500	77,900	64,100
22		112,200	81,000	66,600
23		114,900	84,000	69,100
24		117,000	87,000	71,500
25		119,100	89,900	73,900
26		121,100	92,500	76,300
27		123,100	94,700	78,400
28			96,400	80,500
29			97,800	82,000
30			99,100	83,300
31			100,400	84,500
32			101,700	85,700
33			103,000	86,900
34				88,100

別表第三中

二七、三〇〇円

を

三二、一〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

2

昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増

減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一日二日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の現業職員の給与に関する規則第三条の二第五項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務

の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち知事の定める職員の改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、知事が定める。(給与の内払)

6 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

職務の級 等	旧号給	新号給	期間 月	暫定給料額	
				月	円
3 等級	5	6			
	6	7			
	7	8			
	8	9	3	35,600	
	9	10	6	36,800	
	10	11	9	38,100	

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級
	給料月額	給料月額
1	31,000	—
2	32,100	28,600
3	33,200	29,400
4	34,400	30,300
5	36,100	31,000
6	37,800	32,100
7	39,500	33,200
8	41,400	34,400
9	43,500	36,100
10	45,700	37,800
11	47,900	39,500
12	50,100	40,800
13	52,300	43,500
14	54,500	45,700
15	56,400	47,900
16	61,600	50,100
17	64,100	52,300
18	66,600	54,500
19	69,100	56,400
20	71,500	61,600
21	77,900	64,100
22	81,000	66,600
23	84,000	69,100
24	87,000	71,500
25	93,200	73,900
26	96,700	76,300
27	100,200	78,400
28	103,500	80,500
29	106,500	82,000
30	109,500	83,300
31	112,200	84,500
32	114,900	85,700
33	117,000	86,900
34	119,100	88,100
35	121,100	
36	123,100	

別表第三の表中

二七、三〇〇円
二七、三〇〇円
二四、六〇〇円

を

三二、一〇〇円
三二、一〇〇円
二九、四〇〇円

に改める。

附 則

1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の現業職員の給与に関する規則第三条第七項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則別表の期間欄に

期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち教育委員会の定める職員の改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

6 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

附則別表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
2 等級	5	6	月	円
	6	7		
	7	8		
	8	9	3	35,600
	9	10	6	36,800
	10	11	9	38,100

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】